

教員公募に関する申し合わせ

平成15年2月3日学科長会議承認

平成19年4月1日一部改正

平成20年1月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

1. 教員公募は、研究科長名で行うものとする。
2. 教員公募を行おうとする専攻は、研究科長へ申し出をするものとする。
3. 研究科長は、公募の内容について、第一教員選考委員会へ適否を付託するものとする。
4. 公募の事務手続きは、当該専攻において、研究科長の了承を得た後行うものとする。
5. 公募は、別紙書式によるものとする。